

iシェアーズ ハイイールド債券インデックス・ファンド

追加型投信／海外／債券／インデックス型

累積投資基準価額の推移

ファンドデータ



基 準 価 額 : 20,787円

純 資 産 総 額 : 17.25億円

ファンド設定日 : 2013年9月12日

税引前分配金(1万口当たり)

分 配 金 累 計 額	0 円
第8期	2021年8月2日 0 円
第9期	2022年8月2日 0 円
第10期	2023年8月2日 0 円

パフォーマンス (%)

資産構成比率

フ カ ン ド	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	5年	設定来
ベンチマーク	1.82	5.03	7.57	19.43	44.92	54.34	107.87

※ ファンドのパフォーマンスは、税引前分配金を再投資したものとして算出した累積投資基準価額により計算しています。

※ ベンチマークはマーケット iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップ指数(円換算ベース)です。
ベンチマークについては、後述の「ファンドの目的・特色」をご覧ください。

資産名	比率(%)
iシェアーズ 米ドル建てハイイールド社債	98.5
UCITS ETF	
キャッシュ等	1.5
合計	100.0

※比率は対純資産総額、マザーファンドベース

※大口資金の設定または解約等により、キャッシュ等の比率が一時的に大きくなる、またはマイナスになる場合があります。

本資料は、当ファンドの理解を深めていただく為の情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成ましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外貨建ての場合は為替リスクもあります)に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

iシェアーズ 米ドル建てハイールド社債 UCITS ETF

組入上位10銘柄*

銘柄数：1208

銘柄名	比率(%)
1 TRANSDIGM INC	1.4
2 CCO HOLDINGS LLC	1.2
3 TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE NETHER	1.2
4 WESTERN DIGITAL CORPORATION	1.2
5 VODAFONE GROUP PLC	1.1
6 NEWELL BRANDS INC	1.0
7 BLK ICS USD LEAF AGENCY DIST	1.0
8 UNITED RENTALS (NORTH AMERICA) INC	0.8
9 FIRSTENERGY CORPORATION	0.8
10 SBA COMMUNICATIONS CORP	0.7

業種別組入比率*

業種名	比率(%)
資本財・サービス	77.5
金融機関	16.9
公益事業	4.4
その他	1.1
合計	100.0

国別構成比率*

国名	比率(%)
米国	90.9
イスラエル	3.1
英国	2.1
カナダ	1.9
その他	2.0
合計	100.0

平均残存年数・修正デュレーション(年)

平均残存年数	4.18
実効デュレーション	3.28

※ 純資産総額、主要投資有価証券ベース
 ※ 平均残存年数は、各債券の残存年数を債券の額面で加重平均したものです。
 ※ 実効デュレーションは、金利の変動によって債券価格がどの程度変化するかを表す目安です。

* 債券全体を100%とした場合の構成比

本資料は、当ファンドの理解を深めていただく為の情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成ましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外貨建ての場合は為替リスクもあります)に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

委託会社

ブラックロック・ジャパン株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第375号
一般社団法人投資信託協会会員/一般社団法人日本投資顧問業協会会員/日本証券業協会会員/
一般社団法人第二種金融商品取引業協会会員

投資信託説明書（交付目論見書）のお問い合わせ、ご請求

販売会社にご請求ください。

※以下の表は原則基準日時点で委託会社が知りうる限りの情報を基に作成したものですが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

金融商品取引業者名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
みずほ証券株式会社 みずほ証券での取り扱いは原則みずほ証券ネット俱乐部（インターネット取引）でのお申し込みに限定。	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
株式会社みずほ銀行 みずほ銀行での取り扱いはインターネットバンキングでのお申し込みに限定。	登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号	○		○	○
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券およびマネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○	
ソニー銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第578号	○		○	○
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○			

本資料は、当ファンドの理解を深めていただく為の情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成ましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券（外貨建ての場合は為替リスクもあります）に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書（交付目論見書）等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

この投資信託は、米ドル建てハイイールド債*市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。

*ハイイールド債とは、信用格付が低い(BB格相当以下)、または格付されていない債券で、投資適格債(BBB格相当以上)と比較して、価格変動のリスクが大きい分、高い利回りが期待される債券のことです。

ファンドの特色

1

マークイット iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数(円換算ベース)*に連動する運用成果を目指します。

*マークイット iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数(円換算ベース)は、委託会社がマークイット iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数に為替を乗じて算出したものです。当該インデックスの著作権等については巻末をご参照ください。

■ 連動を目指す対象指数(ベンチマーク)の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。

※上記のベンチマークは本書作成時現在のものであり、将来、上記の決定方針に基づき変更となる場合があります。

2

主としてベンチマークに連動する運用成果を目指す有価証券を主要投資対象とします。

■ 効率的な運用を目的として、ハイイールド債を主要投資対象とする上場投資信託証券(ブラッククロック・グループが運用するETF等)への投資を行う場合があります。

<投資対象候補である有価証券の概要>(本書作成日現在)

名称	iシェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 UCITS ETF		
投資目的	ファンドの投資目的は、キャピタルゲイン、インカムゲインの双方を考慮し、マークイット iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数のリターンに連動したトータルリターンを投資家に提供することです。		
運用会社	ブラックロック・アドバイザーズ(UK)リミテッド		
上場取引所	ロンドン証券取引所	組入銘柄数	1,184(2023年7月末現在)

※上記有価証券への投資は、ハイイールド債券インデックス・マザーファンド受益証券を通じて行います。

※上記の投資対象候補およびその概要は、今後変更となる場合があります。

※有価証券の貸付を行う場合があります。その場合、運用の委託先としてブラックロック・インスティテューションナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

3

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

■「マークイット iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数」の著作権等について

ここで言及されているマークイットiBoxx米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数(以下「当該インデックス」という)はマークイット・インディセズ・リミテッド(以下「指数スponサー」という)の財産であり、当ファンドに関連して使用を許諾されたものです。各当事者は、当ファンドが指数スponサーによって支持、保証、販売または販売促進されるものではないことを了承しそれに合意するものとします。指数スponサーは、内容の如何を問わず、また明示か黙示かを問わず、一切の表明を行いません。ここに指数スponサーは、当該インデックスまたはそこに含まれたまたはそれらに関するすべての保証(特定の目的や使用に対する商品性あるいは適性に関する保証を含むがそれらだけに限定されない)を明示的に否認します。指数スponサーは、特に当該インデックスあるいはそこに含まれたデータの品質、正確性および/または完全性、当該インデックスを使用して得た結果、および/または特定の日時またはその他の場合における当該インデックスの構成、および/または何らかの事業体の信用度、または特定の日時またはその他の場合において当該インデックスに含まれた債務証券に関する信用事象あるいは同様の事象(定義の如何を問わない)が発生する可能性などに関する、あらゆる保証を否認します。指数スponサーは、当事者あるいはその他の者に対して、当該インデックスのエラー(それが過失によるかその他の理由によるかを問わない)に関する責任を負いません。指数スponサーは、そこに含まれているエラーを当事者またはその他の者に通知するいかなる義務も負いません。指数スponサーは、当ファンドの購入あるいは販売の妥当性に関して、当該インデックスの関連市場パフォーマンス追跡能力に関して、または当該インデックスやそれに関連する取引あるいは商品に関して、またはそれらに関連したリスクの負担に関して、明示か黙示かを問わずかつ内容の如何を問わざいかなる表明も行いません。指数スponサーは、当該インデックスの決定、構成、または計算に当たり、当事者のニーズを考慮するいかなる責任も負いません。当該ファンドを購入または売却するいかなる当事者も、そして指数スponサーも、当該インデックスの決定、調整、計算または維持に関連して指数スponサーが行った行為あるいは不作為に関して、いかなる責任も負いません。各当事者は、他の当事者またはその関係者が指数スponサーとなることがあること、または指数スponサーの関係者となることがあること、そしてそのような形で当該インデックスの決定、調整または維持に影響を与えることが可能であることを了承します。指数スponサーおよびその関係者は、当該インデックスを構成する債務証券の取引を行うことができ、認められている場合にはそれら債務証券の発行者またはその関係者から預金を受け入れたり、彼らにローンやその他の信用供与を行ったりすることが可能であり、かつ一般的にあらゆる種類の商業銀行業務、投資銀行業務またはその他の業務を彼らと行うことができます。そのような業務に関して、指数スponサーおよびその関係者は、その行為が当該インデックスあるいは当該ファンドに悪影響を与えるか否かにかかわりなく、あたかも当該インデックスが存在しなかつたかのように行為することができます。指数スponサーおよびその関係者は、当該インデックスの構成内容に関して公に入手することや他の当事者が知ることが可能であつたり可能でなかつたりするような情報を保有していることがあります。当ファンドを購入または売却する各当事者は、当ファンドが指数スponサーまたはその関係者にそれらの情報を開示する義務を課していないことに合意します。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

■ 金利変動リスク

債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ 信用リスク

債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ 低格付債券への投資リスク

信用格付が低い、または格付されていない公社債に純資産の相当部分を投資します。これらの種類の公社債はより高い利回りを提供する可能性があるものの、格付が比較的高い公社債に比べてより投機的であり、価格がより大幅に変動したり、債券投資の元本回収や金利収入が不確実になるリスクも大きくなり、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ 為替変動リスク

主として外貨建資産に投資します。

原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ カントリー・リスク

海外の有価証券に投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、有価証券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ 流動性リスク

有価証券等の購入および売却に際して、市場に十分な流動性がない場合、市況動向等によっては意図した取引が成立しない場合や意図した価格より不利な取引を余儀なくされる可能性があります。この場合、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ デリバティブ取引のリスク

先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

■ 上場投資信託証券への投資に関する留意点

金融商品取引所等に上場している投資信託証券(上場投資信託証券)を購入あるいは売却しようとすると、実際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることがあります。この場合にはファンドの運用成果に影響を与えることがあります。また、当ファンドでは特定の上場投資信託証券に集中的に投資することがあります。この場合に当ファンドは、当該上場投資信託証券が受ける価格変動リスクや上場投資信託証券の運営上のリスクの影響(当該上場投資信託証券の償還や上場廃止等)をほぼ直接に受けることが想定されます。

その他の留意点

◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

◆ベンチマークと基準価額の乖離要因

ファンドは、基準価額がベンチマークの動きと高位に連動することを目指しますが、主として信託報酬、取引費用、組入銘柄とベンチマーク採用銘柄の相違等の要因があるため、ベンチマークと一致した推移をすることを運用上約束するものではありません。

◆流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク(流動性リスク)があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

- ・金利の急激な変動または信用リスク不安が高まる等の影響により、債券価格の変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、債券市場動向が不安定になった場合

- ・投資対象とするETFの価格変動が大きくなるまたは取引量が著しく少くなる等、当該ETFの上場市場の動向が不安定になった場合

※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

◆収益分配金に関する留意点

・分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

・分配金は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。

・投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことです、投資者毎に異なります。

リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク(流動性リスクを含む)が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	分配金の受取方法により、<一般コース>と<累積投資コース>の2つのコースがあります。購入単位および取扱いコースは、販売会社によって異なります。 詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	換金単位は、販売会社によって異なります。 詳細は販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金代金は原則として、換金受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	午後3時までに受けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社により異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
換金制限	大口の換金の申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付不可日	以下に定める日に該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入・換金は受付けません。 ・ロンドン証券取引所の休場日 ※運用状況、市場環境等の変化により、今後購入・換金申込受付不可日が変更になる場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の受付を中止・取消しする場合があります。
信託期間	無期限(設定日:2013年9月12日)
繰上償還	当ファンドは、換金により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、またはファンドを償還させることが投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等には、信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)させる場合があります。
決算日	8月2日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づき分配します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。 <累積投資コース>を選択された場合の収益分配金は、税引き後自動的に無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	信託金の限度額は、5,000億円とします。 ※信託金限度額到達前であっても、市況環境の変化や運用効率性等を勘案し、新規の購入の申込受付を中止する場合があります。
公告	投資者に対してする公告は、電子公告により次のアドレスに掲載します。 www.blackrock.com/jp/
運用報告書	毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、NISA(少額投資非課税制度)の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除または益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用

■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

(各費用の詳細)

運用管理費用 (信託報酬)	<p>【実質的な負担】 ファンドの実質的な管理費用(A+B)は<u>年0.7585%</u> <u>(税抜0.735%)</u>程度となります。 ※投資する有価証券の投資比率や報酬率が変更になる可能性があり、実質的な負担についても変動することがあります。 </p>		
	<p>(A)当ファンドの運用管理費用(信託報酬) ファンドの純資産総額に対して<u>年0.2585%</u> <u>(税抜0.235%)</u>の率を乗じて得た額 ※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p>		
運用管理費用 の配分	(委託会社)	年0.0110% (税抜0.010%)	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等の対価
	(販売会社)	年0.220% (税抜0.200%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	(受託会社)	年0.0275% (税抜0.025%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
(B)有価証券への投資に伴い間接的に負担する報酬等 上場投資信託証券等の有価証券に投資する場合、 保有有価証券の投資額に対して <u>年0.5%</u> 程度が 当該有価証券より支弁され、その管理会社等に 支払われます。 ※有価証券への投資に伴い間接的に負担する報酬等は変動することがあります。	—		
その他の費用・ 手数料	ファンドの諸経費、売買委託手数料、外貨建資産の保管費用等は、その都度もしくは日々計上され、その都度もしくは毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払うことができます。 投資する上場投資信託証券等の有価証券に係る保管報酬、事務処理に要する諸費用が当該有価証券において支払われます。 また、有価証券の貸付を行った場合はその都度、信託財産の収益となる品貸料の2分の1相当額が報酬としてファンドから運用の委託先等に支払われます。 ※その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。		

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

※運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料は、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。